

令和7年8月大雨被災事業者が活用できる補助制度



- R7.8大雨で被害を受けた施設・設備等の復旧を支援する**補助制度を創設予定**です。(県R7.9補正予算)
→ **補助上限:200万円(R6地震・豪雨被災者は300万円)**、**補助率:2/3**(小規模事業者)・**1/2**(中小企業)
- また、R7.8大雨で被害を受けた施設・設備等が、昨年の**R6能登半島地震**や**R6奥能登豪雨**で、**既に被害を受けていた場合**は、以下のとおり、**なりわい補助金の補助対象となる**場合があります。
※被害がR7.8大雨のみの場合、なりわい補助金は対象外のため、新たに創設する予定の大雨補助金を活用ください。
- R7.8大雨の被害を受けた方は、どの補助制度が使えるか、**まずは県の相談窓口にお問い合わせください。**

なりわい補助金の状況	使える補助金 ※R6地震・豪雨の被害を受けた施設・設備であることが前提
交付決定前 (申請前及び申請済み)	なりわい補助金の活用可能 ※R6地震・豪雨の復旧費に、 <u>R7大雨の復旧費を加えて申請</u> することが可能
交付決定後	なりわい補助金の活用可能 ※R6地震・豪雨の復旧費に、 <u>R7大雨の復旧費を加えた金額に変更申請(増額)</u> することが可能
実績報告後	なりわい補助金の活用可能 ※実績報告を取り消した上で、 <u>R7大雨の復旧費を加えた金額に変更申請(増額)</u> することが可能
補助金支払い後	県9月補正予算の新たな大雨補助金を活用 (補助上限:最大300万円)